

第五節 交通と宿場

1 交通路の拡充と宿駅制

西国街道 織豊政権のもとでは、それまで各地にあった関所が撤廃され、重要な道路の整備も進められると地方道 など交通路の拡充が図られた。関ヶ原戦以後、江戸幕府も、東海道や中山道を中心に、御用伝馬制度の整備を進め始めたが、慶長期の市域を含む摂津の様子は、慶長十一年（一六〇六）十二月片桐且元が触れ出した「摂州之内駄賃馬荷附之所」によく示されている。この触れの要点は、西国街道沿道諸村で荷物の駄賃稼ぎを営む者が増加し、継立てに混乱が生ずるようになったので、あらためて荷物付替の場所を、京伏見から小浜までのうちでは山崎・郡山・小浜の三カ所に限定し、さらに尼崎・西宮・兵庫・生瀬・有馬での継立ては従来どおりと指定して、摂津国内の「駄賃馬荷附之所」を、旅行者の便宜をはかってこの八カ所に固定したものである。

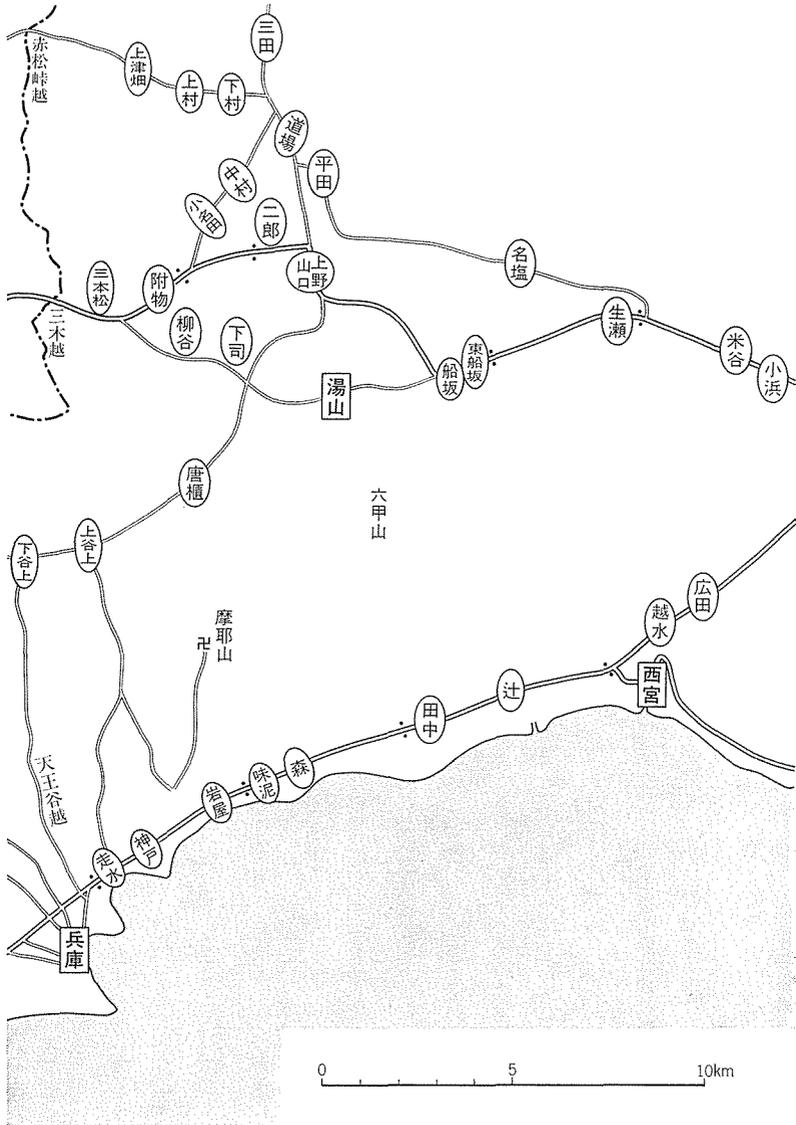
これは幕府の御用伝馬所としての指定ではないが、市域の摂津側では兵庫と有馬（湯山）が、荷物継立て所としては公認されたことになる。これによって、海陸交通の要衝にある町場として活動していた兵庫と、京

・大坂に近い温泉地として人々の往来が絶えず、播磨や丹波への通路でもあった有馬との、当時の交通上にしめる地位をみるができるであろう。

この時期の地域の交通路を慶長期の国絵図から探ってみよう。まず摂津側では主街道が二筋通っている。

一筋は山崎・郡山・小浜を通る西国街道が、山寄りに生瀬・船坂・山口・中(有野)・附物を経て播磨の淡河から三木へ向かっており、他の一筋は尼崎・西宮から、浜寄りに田中・味泥・神戸・東須磨・西須磨を通じて播磨明石へ通じている。当時、京もしくは大坂から西国へ通ずるのにこの山寄り・浜寄りの二筋の主街道があつて、いずれも市域を通っていたことになる。この摂津国絵図は慶長十年作成とみられ、神戸から須磨への街道は兵庫の町なかを通らず直行していて、なおこの時には前代からの道筋が主であつたことを示しているが、すでに兵庫で人馬の継立てが行われていたとみられるから、実際の交通量は兵庫へ迂回する場合が多く、のち兵庫が街道の継ぎ場となつてからは迂回路の方が本街道となつていった。

さらに、この国絵図では、前記二筋の主街道のほかにも、道路網が記入されていて、その多くは現在でも主要な道路として利用されており、これをみるかぎりすでに基本的な道路網は形成されていたといえるであろう(図12)。すなわち、西摂北部では、山口村から道場を経て、一つは三田から丹波への道、もう一つは下村・上村(長尾町)から赤松峠越えの道、また山口村から逆に南下して、唐櫃、谷上・銜原(山田町)を経て播磨三木へ越える道、中村・小名田(八多町)を貫く道、それに船坂から本街道を分かれ湯山(有馬)・柳谷を経て三本松の付近で再び街道に合流する道、南部では、走水から上谷上へ出る道(再度越)、兵庫からは、下谷上へ至る天王谷越、小部へ通ずる鳥原越、藍那へ出る鶴越の三道筋、そして、藍那からは北へ中村(山田町)を経



の主要道

第五節 交通と宿場

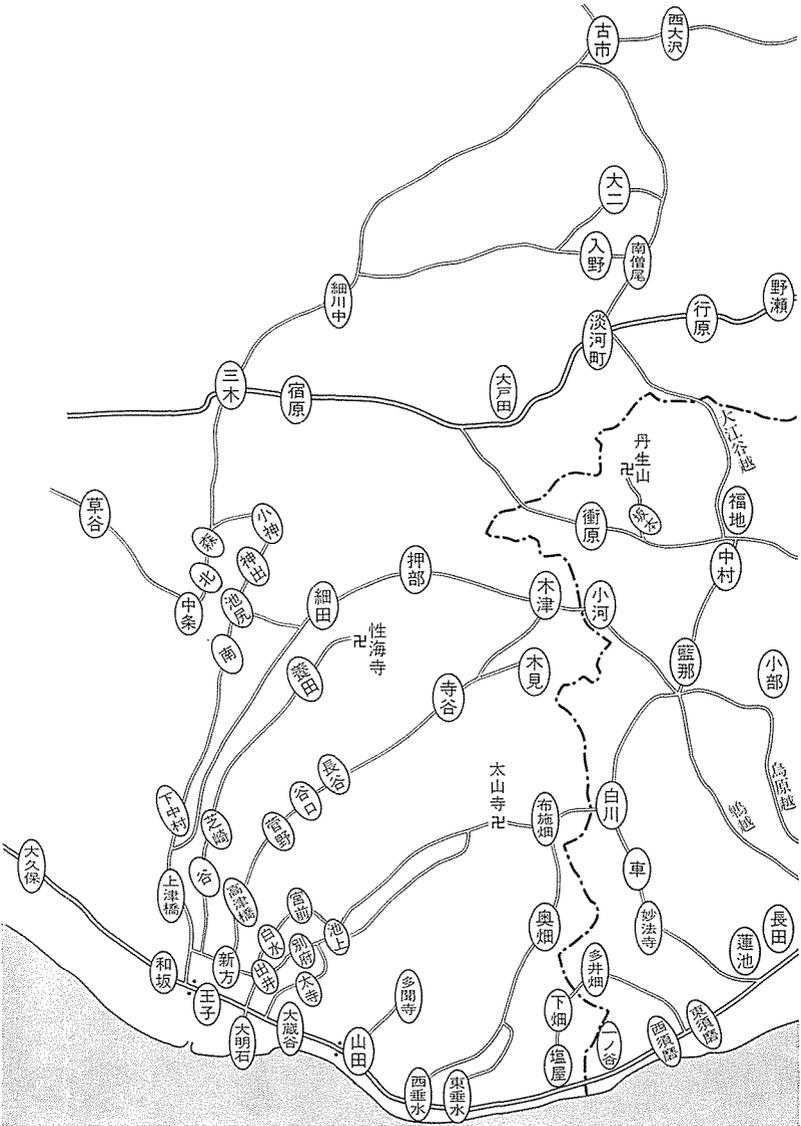


図12 近世前期

て淡河へ至る大江谷越と小河を経て播磨三木へ向かう三木越の道、さらに蓮池(西代村)から車・白川を経て伊川谷へ抜ける井山寺(太山寺)越、須磨から多井畑を経て播磨下畑へ通ずる多井畑越の各道である。

一方、播磨側では、山寄りの主街道沿いに淡河町が宿場として整備されており、浜寄りの西国街道は垂水・山田・大蔵谷を通過して西に延び、この街道の北側に広がる明石郡一帯は谷沿いに道路が通じていて、摂津と同様に基本的な道路網をみることが出来る。塩屋谷川の塩屋下畑道、福田川の垂水と奥畑(名谷)から伊川谷の布施畑へ通ずる道、伊川谷では出井池上太山寺布施畑に至る道、櫛谷では新方菅野長谷寺谷と谷を北上し、押部谷の木津へ通ずる道、明石川では左岸を芝崎・養田・性海寺に至る道と、右岸を上津橋から細田押部木津に至る道、そして上津橋から下中村・神出を経て三木へ出る三木街道などである。

宿駅制の 大坂周辺の大名配置が確立した後の元和三年(一六一七)、『伊丹市史』(第二巻)によると、伊丹

確立 を訪れた幕府巡見使村上三右衛門は、伊丹を御用継立ての駅所と定め、御定賃銭をはじめ御用人足二五人・御用馬二五匹と指定するとともに、御用馬の飼料助成のため、近郷での賃運送稼ぎの特権を与えたという。伊丹の場合は摂津近辺でも早い時期の例で、以後こうした御用継立ての駅所指定は、次第に主要な街道沿いで進められていった。

荷継ぎ場であった兵庫が、御用継立ての駅所として指定された時期は不明であるが、兵庫津を領した尾崎藩が、寛永十二年(一六三五)兵庫津に宛てた触れ書には、とくに宿駅に関する条項が含まれているので、すくなくともこの時公的に御用継立ての駅所として責務を負うことになったとはいえるであろう。

その内容は、(1)御伝馬ならびに駄賃荷物は一駄に付き四〇貫目とする、(2)運送賃は馬の場合一里に付き一

第五節 交通と宿場

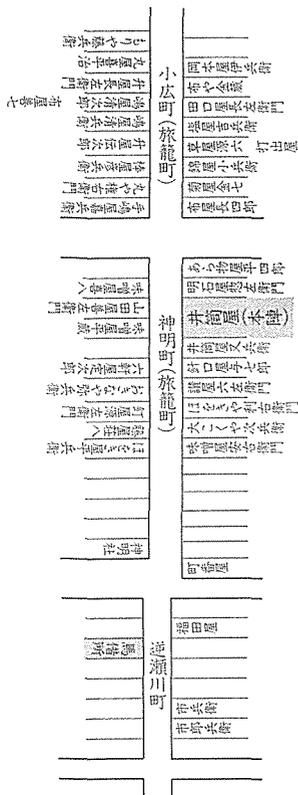


図 13 兵庫駅馬借所位置図

九年(一六六九)とみられる
 尼崎藩の記録に「定馬六拾
 疋ノ内 一馬五拾疋疋 兵
 庫津」として「三拾六疋兵
 庫津 拾五疋上部村」とそ
 の内訳に記されている。藩
 としては伝馬六〇匹を常備

六文、人足は八文とし、(3)定め以外の増銭を禁止する、違反の場合は牢舎・過料に処する、(4)夜間通行は朱印状などによる御用継立てを除き停止し、(5)駄賃馬不足のときは在々の村から雇って渋滞しないように取り計らう、(6)木賃宿の薪賃は人四文・馬八文とするなどであり、寛永二年幕府が各地の宿駅に対して触れ出し、この寛永十二年は大名の参勤交代が定められた年で、同年の武家諸法度にも、道路・駅馬の断絶、往還の渋滞を、大名の責任として戒めているから、この触れはそうした状況を背景にしたものとみられるが、以後尼崎藩も駅所の助成に配慮し、享保三年(一七一八)には御用馬に対して米一五俵、馬年寄には米五俵を与えることにし、なお人馬不足の時は近在の藩領村々からの召集に便宜を与えたり、御用馬の補充には資金援助の相談に応じたりしている。

兵庫津で駅所維持の責任を負ったのは岡方に属する町々である。前期の御用人馬数は不明であるが、寛文

したが、実際には三六匹しかなく、神戸村から一五匹は補充できるといふ状況を示しているであろう。後の記録では御用人足二五人・馬二五匹となっている。人馬を継ぎ立てる馬借所は逆瀬川町に置かれ、その実務には馬年寄があたった。本陣井筒屋又兵衛をはじめとする旅宿は神明町から小広町にかけて集中して、俗に旅籠町ともよばれ、享保期に本陣五軒・旅籠屋三一軒、天明八年（一七八八）には旅籠屋五一軒・商人宿六七軒と記録されている。

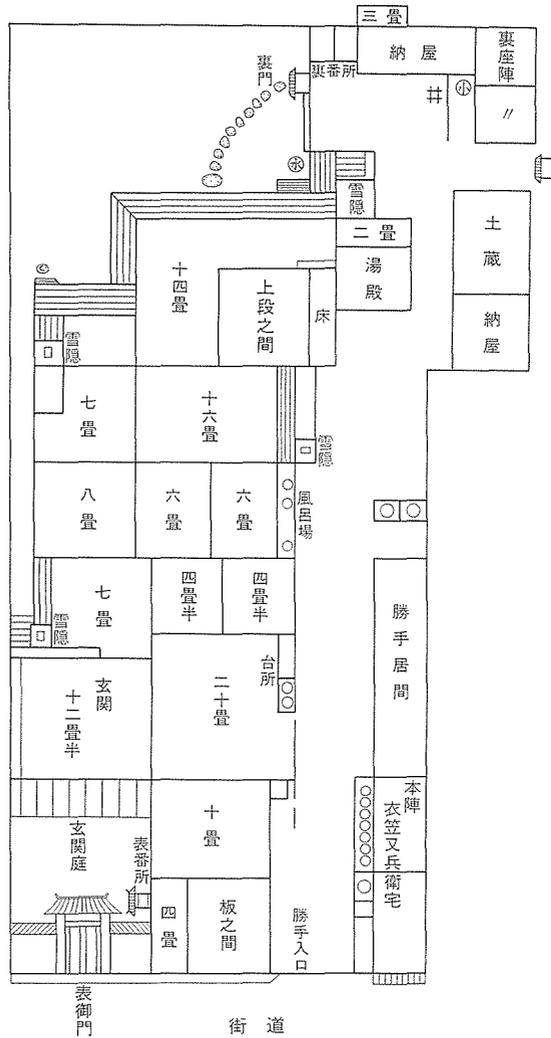


図 14 兵庫宿本陣井筒屋(衣笠又兵衛)平面図

第五節 交通と宿場

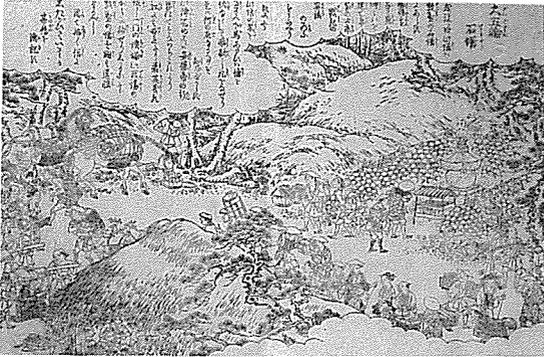


写真 47 敦盛塚前風景(『播磨名所巡覧図会』)

こうして設定されてきた江戸幕府の駅制の特徴は、(1)朱印状などによる幕府公用の通行を確保するため、駅所に一定の人馬の確保を義務付け、さらに(2)一般の通行安定を図るため通送の駄賃や木賃を公定したことであり、(3)駅所に対しては御用人馬維持の責任に対する補償として必要な助成や、近隣地での運送賃稼ぎの特権を与えたことである。

そして以後、慶安四年(一六五二)の生瀬駅と西宮駅間の新直通路を差し止めようとした小浜駅と両駅の争論や、寛文十二年の湯山と御影間の六甲越え新通路での賃運送を差し止めた生瀬・小浜など五駅と湯山の争論などにみられるように、経済の進展や新道路の開発などによって、新しい輸送通路や業者が発生すると、そのつど周辺の賃運送に対する特権をもつ駅所からの差し止めを求める訴訟が繰り返され、自分荷物の運搬を除いては、しだいに「御用継立ての宿駅」による駅間行路輸送だけが、荷物や旅行者の賃運送可能な業者と通路として固定化されていくことになった。こうした経緯を経て、元禄と正徳期にいわば公認の継立て駅として確立されてきた市内の駅所には、西国往還の兵庫、のち湯山街道とも呼ばれた道沿いの湯山、淡河、三田盆地の摂丹播への通路にあたる道場川原の四駅がある。(116頁図26)。

兵庫からの隣駅は、西へ大蔵谷(明石)駅まで五里(約二〇キロメー

トル、東へ西宮駅まで五里あり、やや区間が長い。場合によっては途中で休憩する必要も起こってくる。明石との間では一ノ谷須磨辺、西宮との間では住吉村辺が休憩所となっていた。一ノ谷辺は海岸沿いで景色もよく、シーボルトの江戸参府紀行では、有名なそば屋があって、食べたり飲んだりして元気をつけたと記されている。敦盛塚の側にあったそば屋のことであろう。住吉辺では住吉神社の横に戎屋という茶屋があって、大名行列も休憩したという。

また、道場川原の状況については、時期は下るが文化七年（一八一〇）の村絵図（口絵⁷）によってその景観を知ることができる。街道筋は、東の日下部村から鋸形に右に曲り、道場川原村内は、ほぼ一直線に進み、その両側には民家が軒を並べ、西の塩田村へは有野川の堤防の所で、両側に石垣組をもつ出入口となっている。そして、この有野川にかかる橋は、塩田村内にあるが、大名通行の時は道場川原村の負担でかけ、巡見使通行の時は塩田村よりも助力したとある。また、橋番人一〇人ずつの組をつくり、道場川原村から出していたことが知られる。

村内に有野川の支流が三筋あり、その支流には石橋がかけられ、村内のほぼ中央に馬借高札場と番屋が向い合せて位置していた。この番屋の機能については不明であるが、宿駅として、人馬の継立てを行った間屋場の機能を果たしていたものと思われる。

奥畑・妙法寺両

往還以外にも各村々の経済環境によっては、それぞれ必要度の高い道路が生じてくるこ

村の通行争論

ともある。江戸時代前期に起こった奥畑・妙法寺両村の通行争論もその一つであろう。

奥畑村は播磨国明石郡にあって明石藩に属し、一方妙法寺村は摂津国八部郡にあって幕府領で代官所に属し

ていたが、その位置は双方とも撰播国境の山地寄り隣村どうしという関係にあった。そして、この撰津側に約一〇キロメートル離れて兵庫津があり、奥畑村民にとっては柴・薪などの稼ぎ先として重要で、妙法寺村を経る通路は必要な経済道路になっていたという。

争論の発端は、寛文七年妙法寺村が奥畑村の荷物輸送を、耕作の妨げとして差し止めたことであった。この時は明石藩郡奉行の指示もあって、通行を申し入れて済ましていたという。ところが享保十年再び荷物差し止め事件が起こって、今度は奥畑村が大坂町奉行所に提訴し、通行の確保を図ろうとしたことから、その道が「天下の道」か、「銘々持地の耕作道」かで、以後宝暦三年（一七五三）まで二五年以上にわたって、断続的ではあったが道路の性格をめぐる争論が続けられた。この妙法寺・奥畑間の道は、もちろん元禄期の国絵図にも記入されていなかったし、もし絵図にある道を通らなければならないとすると、奥畑からは垂水を経て西国往還へと迂回するしかなく、かなりの遠回りとなる。

この問題になった道は、落合通りと通称されている道で、妙法寺村ではこれは耕作道で、井堰堤が踏み潰され、耕作の障害になると反論した。奉行所では、撰津側二カ村・播磨側二カ村の庄屋から、道はたしかに存在しているが、牛馬はもろん人の交差にも難儀するような道で、奥畑村が兵庫への諸商売に利用しているかどうかは承知していないという証言を得て、公道とは認めがたいと判断し、相対で了解を得た場合は格別としながらも奥畑村の通行を差し止めた。

奥畑村では、相対は格別という裁許の手掛かりから、その後も交渉を試みたという。しかし、交渉は一向に進展せず、ついに奥畑村は享保十五年再願にふみきり、この時は現地の検分まで受けたが、元文四年

元文三年二月法

捕別名舞鳥村

中渡覚

左在茶坊
懸石此

哲義經妙法寺村

左在茶坊
懸石此

一奥畑村と杉兵庫津と通海道不

奥畑村と西南之方茶水村と出乃道不

奥畑村と者兵庫津と其谷茶水村と出乃道不

妙法寺村領と出乃道不と其谷茶水村と出乃道不

妙法寺村と其谷茶水村と出乃道不と其谷茶水村と

者兵庫津と其谷茶水村と出乃道不と其谷茶水村と

山方畑と畑方畑と物持通ひと

同畑と丹津川除寺校及破依い

百茶と奥畑と者兵庫津と出乃道不

写真 48 元文 4 年奥畑村妙法寺村道争論 芥口申渡覚(部分)

(二七三九)の裁許でも先の結果を変えることはできなかった。

そこで、奥畑村はやや不便ながら妙法寺へ出る別の道として竜花谷乗り越え通りを利用することにしたという。この道も妙法寺村を通行することには変わりなく、宝暦元年冬、またまた荷物差止めの問題が起こって、翌二年奥畑村は提訴し、三たび道路争論となった。

を主張した。「兵庫津惣じて上方への出道今更不通に成り候ては袋の口しめ候様なるものにて村中一向相立ち難く」というわけで、奥畑村は、この道は往古兵庫築島の時土砂止めの木柴を運んだ道であり、寿永の戦に義経が鶴越から一ノ谷へ越えた道でもあって、その証拠には村内に庄司家があり、すなわち佐藤庄司重縁の者で今に庄司を称しているとし、さらに寛文十年の撰播山論の際の絵図にも記されているいわば公道であると主張している。こうして宝暦三年四月の裁許で、竜花谷乗り越え通りの荷物運送は認められることになった。

往還以外のこうした村の道は、道路の性格とは別にそれぞれの村が修復などを行って維持していたから、経済環境などの変化で、通行量が増大し、道路や道沿いの井溝の維持費がかさむようになると、通行をめぐる争論はしばしば起こった。新しく興った水車業によって、その原料や製品などの輸送が増大した水車新田と、河原村など通路沿線の村々との間の争論もその例である。寛保元年（一七四一）の裁許では、水車新田側に、沿道の井溝修復費を分担するよう命じている。また、水車業荷物や一般荷の運送通路をめぐる生田村と兵庫との争論では、元文二年兵庫側が一定の和解金を支払うことで提訴を取り下げ解決している。

2 湯山と淡河

有馬氏と 関ヶ原の合戦で勝利した徳川家康は、慶長五年（一六〇〇）十月十五日に池田輝政に播磨一國五

湯山 二万石を与え、姫路城に配した。このため、淡河城の有馬則頼は、同六年一月十八日に二万石に加増され、摂津三田に移封された。しかし、則頼は同七年七月二十八日に死去したため、則頼の領知は嫡子の福知山藩主有馬豊氏に加えられた。豊氏は、丹波六万石と摂津有馬郡で二万石の合計八万石を領有することになった。そして、元和六年（一六二〇）閏十二月八日に筑後久留米二万石に加増転封された。

有馬氏時代の湯山町がどのような支配を受けていたのか、はっきりとはわからない。ただ、この時期有馬氏は、慶長十五年に有馬郡内の所領で、同十八年には丹波の何鹿・天田両郡内でも検地を行っている。これらの検地によって、五万石の増高を行った。有馬氏は、表高八万石、実高一三万石の所領を有することにな

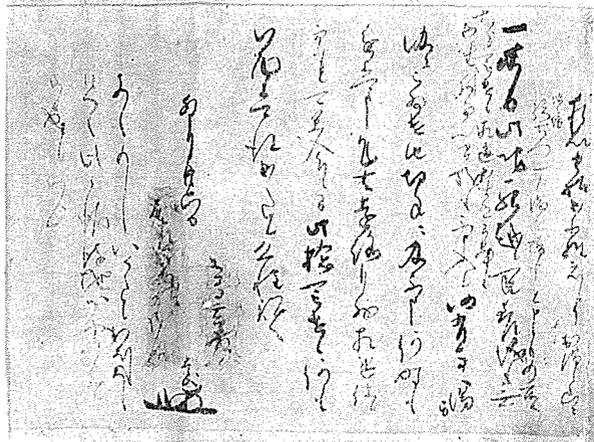


写真 49 有馬豊氏書状案

表 39 近世初期の湯山町の負担

項 目	慶長15年(1610)		寛文7年(1667)	
	米	銀	米	銀
村 高	石 325.8	匁	石 325.8	匁
年 貢			228.06	
公 米	42.9		42.9	
町 地		2,304		2,364.08
茶 年		24		27
公 用		4,750		(4,750)
河 野 屋				1,100
御 所				2,150
兵 衛				1,500
たい な し				636
合 計			270.96	7,777.08

資料: 「上唐櫃林産農業協同組合文書」ほか

ったのである。この時湯山町においても検地が行われた。それは延宝六年(一六七八)四月に、湯山町の阿弥陀堂等が、検地奉行に対し、秀吉時代に寺領として与えられたものが、有馬玄蕃頭の検地(慶長十五年)の時にも除地として認められているので、今回の検地においても旧来のように寺領として認めてほしいと願っているからである。

この有馬氏の検地によって、湯山町がどの程度増石されたのかを直接示す史料は残されていないので、他の史料から推測してみよう。旧上唐櫃村に残る「撰津国大絵図」裏書と、湯山町の年貢関係史料で最も古い寛文七年（一六六七）十一月の代官松波五郎右衛門の免定を表示したのが、表39である。このうち、最後の「たいなし」の所に「当御検地以前無地高上納銀の事」と符箋が貼られている。秀吉時代の湯山町の石高は、二五〇石であったので、村高で約一・三倍、七五石八斗が増加している。これら二つの史料から、有馬氏による検地の増石分は、この村高の増石分と、「たいなし」分の六三六匁の、二つが増石分にあたると思われる。

幕府直轄領と 元和六年の有馬豊氏の筑後久留米への転封後、『有馬温泉誌』によれば、湯山町は幕府直轄領となり、代官村上孫左衛門が支配した。そして正保郷帳とみられる「撰津国郷帳」

（慶安元年）では、「御料御代官松波五郎右衛門 湯山三二五石八斗」とあり、松波代官に替わっている。幕府領においては、延宝五年三月に巡見使の派遣が決定され、代官の仕置や村役人の不正、村柄の調査等が行われることになった。と同時に、検地条目が定められ、近隣諸大名に検地を担当させた（82頁）。その後延宝七年湯山は、高槻藩主永井直時によって検地が行われた。この結果については『有馬温泉史料』の延宝七年の項に、表40に示したように記されている。ただし、表内に（ ）を付した項目については、延宝検地当時のものとは考えられない。湯山町の年貢関係史料によると、蔵役銀は、元禄二年（一六八九）から銀七〇・八三匁納入することになり、同十年からは銀六六・七五匁に減額され、安政三年（一八五六）に石高表示に変更されるまで続いている。また、水車運上についても、宝暦十二年（一七六二）と同十三年から各々銀一〇匁・一二匁ずつ上納されている。表示の銀高は、上段の分が天明三年（一七八三）から寛政元年（一七八九）まで、

表 40 延宝検地による湯山町の負担

項目	米	銀	備考
石 高	327.181	石	町 反 畝 歩 20. 5. 6. 9
毛付高	302.0612		19. 6. 25
内 訳	田高	99.8452	5. 2. 27
	畑高	195.31	13. 4. 7. 7
	屋敷高	6.906	3. 8. 15
地子米	0.9		
地子銀		5,319.73	
茶役銀		27	
(山手米)	0.8		宝暦8年より
(藪役銀)		66.7	元禄2年より(銀70.83)
(水車運上)		13.3	宝暦12年より(銀10)
(//)		14.8	宝暦13年より(銀12)

資料:「余田家文書」, 風早 恂編『有馬温泉史料』下

四年であり、この年の免定では、村高は三一五石九斗四升に減少し、新田高一二石六斗九升七合が加えられ、合計三二八石六斗三升七合となり、延宝検地高より若干増加している。すなわち、延宝検地の結果は、直ちに年貢徴収の基礎とはなっていないかった。

また、この延宝検地に際し、延宝六年四月に阿弥陀堂・善福寺・権現坊・念仏寺などが、秀吉以来寺領が

下段の分が天明四年から寛政二年までの期間のものである。つまり、この表の水車運上の銀高は、天明四年から寛政元年までの期間のものであった。なお、「余田家文書」には、この『有馬温泉史料』に掲載されたもののほか、「撰州有馬温泉来歴之事」と題するものが併せて記録されており、その末尾に「これは天明八年戊申、御料御巡見様御通行に付、書付け差上げ申し候写」とある。つまり、延宝検地当時の負担は、本年貢のほかは地子米・地子銀・茶役銀があった。毛付高のうち、田地が三三・一%、畑地が六四・七%、屋敷地が二・三%で、畑地が三分の二を占めていた。前述の有馬氏慶長検地に比較して、石高は一石三斗八升一合増加しているだけである。

また、検地をもとに村高の改訂が行われたのは、元禄



写真 50 有馬温泉一の湯・二の湯

除地になっている由来を申し立て、今回の検地でも除地を認めてほしい旨を願っていることが知られている。

温泉の繁盛

この頃の湯山町の状況を知る史料としては、宝永七年（一七二〇）五月に代官小堀仁右衛門の巡見の時に提出した明細書の写しが残されている。これを表示したのが、表41である。石高の合計は、延宝検地と同じである。人口は、男一三二二人、女一三一八人の合計二六三〇人で、総家数は約五六〇軒、かまど数は約八〇〇戸である。その他には酒蔵が四軒あり、そのうち一軒二五〇石分だけが営業

していること、公儀屋敷一石一斗五合分が除地になっていることなどが知られる。この公儀屋敷分が除地として、年貢関係史料から確認できるのは、元禄四年の免定からである。

次に温泉についてみてみよう。この時代には、現在のような内湯はなく、外湯が一カ所あるだけであった。前述の天明八年の巡見の時

表 41 湯山町の概況
(宝永7年(1710))

石高	314.484	
新開	12.697	
合計	327.181	
地子銀	3,533.43	
茶年貢	27	
藪年貢	66.75	
公用地銀	4,542	
内	河野屋 1,031 御所坊 2,011 兵衛 1,500	
小物成銀		*8,269.23
合計		
男子	1,312	
女子	1,318	
合計	2,630	
総家数	約560軒	
かまど数	約800戸	

(注) *史料記載通り
資料: 『余田家文書』、『有馬温泉史料』下

史料には、「湯壺 東西一間三尺五寸、南北四尺五寸、深さ三尺七寸、但し右の間敷の内分切渡し、一ノ湯・二ノ湯と申し候、湯屋敷南北長さ七間、東西横三間」とある。また、延宝三年五月に版行された『有馬小鑑』には、一の湯は御所坊・伊勢屋・中ノ坊など一〇坊、二の湯は池坊・休所・川崎屋など一〇坊と、各々の坊が一の湯・二の湯に割り当てられていた。そして、この二〇坊に大湯女と小湯女の二人が配置され、湯治客の世話をした。大湯女の名は、各坊で決まった名前が受け継がれたという。湯治客は、これらの本坊だけでなく、小宿と呼ばれ、各本坊に付せられた宿舎にも泊った。天和三年（一六八三）の『迎湯有馬名所鑑』に、本坊と小宿が記されている。全部で三五軒の小宿があり、各本坊に二軒近くの割になるが、御所坊・大黒屋は小宿がなく、一番小宿の数が多いのは中ノ坊で六軒の小宿が記されている。また、先の『有馬小鑑』には「遅くあがるものあれば、大湯女・小ゆな手毎に棒をもちて、あがれくとののしれば、湯壺よりあわたたくしく逃げ出るも、中々興ある事なり」とあり、湯壺が一カ所しかなく、湯治客が混雑してくると、湯女たちが客をせかせてあがらせている様子を興趣あることだと記している。現在の入湯とは大変異なっていたことがうかがえる。

馬借町とし 湯山はまた慶長十一年十二月に片桐且元の「摂州之内駄賃馬荷附之所」に関する触にもみえ、**ての湯山町** それ以前から駄賃稼ぎの行われていた駅所であった。また、延宝検地の時の史料にも「附出馬借所」とあり、湯山町は荷物の継立所としての機能を有していたことが知られるのである。

寛文十二年に湯山町は、江戸城本丸普請の石材を運送するために、六甲越灘住吉村への古道を修復した。そして、従来小浜町を経て神崎浜から大坂へ年貢米を輸送していたのを、倉敷料や欠米等の費用がかかるの

表 42 湯山からの駄賃一覧(宝永4年(1707)) (単位: 文)

行	先	駄賃(1駄につき)	乗掛荷又は荷なし	人足賃
小	浜	170	117	85
兵	庫	290	191	144
道	場川原	84	53	43

資料: 風早 恂編『有馬温泉史料』下

で、この六甲越道を使って住吉浜から年貢米の輸送を行いたい旨を願い出ている。これに対し、湯山周辺の駅所である生瀬村・小浜町・小屋之庄・伊丹町・西宮町の五カ所の駅所から合同で、この湯山町の六甲越道の使用を停止するようにという訴えが大坂町奉行所に提出された。この訴状によれば、浜御影村に新聞屋を決め、湯山と浜御影村との間で人や荷物を牛を使って運送していたという。つまり、湯山↓浜御影村↓大坂という新しい輸送ルートを作ったことになる。このため前記の五カ所の駅所では、規定通り五〇人・五〇匹の御役も勤めているので、湯山の新ルートの差止めを求めて訴えたのである。この時は生瀬村など五カ所の駅所の訴えが認められ、駅所としての公的な輸送は禁止されたようである。商人や湯治客の往来には、これ以後も利用されていたと考えられよう。

また、宝永四年六月に駄賃が二割増となり、湯山から小浜・兵庫・道場川原までの駄賃や人足賃が改定されている(表42)。このように、湯山は、温泉場としてだけでなく、駅所として重要な役割を果たしていたことが知られる。

文人の有馬 有馬温泉は、諸書に日本一の温泉であると礼賛されているように、人々の注目を引く場所であったのだから。有馬温泉に関する地誌・紀行文が数多く作成されている。近世期に著述された有馬温泉に関する主要な書物を示すと、表43のようになる。この中からいくつか注目される書物についてみてみよう。

版本等(1)

備	考
幕府儒者 尾張藩医	
安芸藩医	
寛文8年12月	慶元堂版
大坂天満 有馬	
深草仏国寺開山 大坂高津の人「有馬私雨」の改版 大坂伊勢屋山右衛門開版 「迎湯有馬名所鑑」の第1・2をまとめる 有馬谷之町	
大和安楽寺 奥書に宝永3年寄付	
貞享初年の菊屋五郎兵衛の復刻 茨城多左衛門版	

まず、儒者・医師などの文人が、有馬入湯の時に著作したものについてみてみよう。

元和七年四月二十五日に徳川家康の侍儒で幕府の政策顧問として活躍した林羅山は、紀伊・大坂を巡覧した後、尼崎に泊り、小浜・生瀬を経て有馬に着いた。この湯治の時に著したのが、『撰州有馬温湯記』である。「我が国の諸州に多く温泉がある。その最たる者は、摂津の有馬、上野の草津、飛騨の湯島、この三所」と、有馬温泉が日本三名湯の一つであると書き出し、有馬温泉の様子を漢文体で記し、有馬の名所の薬師堂・鼓滝などを詠んだ詩を記している。

また、寛永四年(一六二七)九月に尾張藩医堀正意が、有馬に湯治に来て、三日早く湯治に来ていた成瀬正虎とともに食事をし、入湯したという。この成瀬正虎は、父正成とともに、家康の命により尾張徳川義直に

第五節 交通と宿場

表 43 有馬温泉関係の写本・

表 題	作 者	成 立 年 代	種 別
有馬縁起(湯ノ山由緒記)	善福寺大清宗灌	慶長 4 (1599) ^年	地誌
温泉湯治養生記	奥之坊・伊勢屋	慶長10 (1605)	医学
撰州有馬温泉記(有馬温泉記)	林 羅山(道春)	元和 7 (1621)	紀行
撰州有馬温泉記(有馬温泉記)	堀 正意	寛永 4 (1627)	紀行
有馬湯治日記	智忠親王	正保 3 (1646) 他	紀行
(撰津州)有馬地志	黒川道祐	寛文 4 (1664)	地誌
温泉遊草(温泉紀行)	草山元政	寛文 5 (1665)	紀行
温泉遊草(温泉再遊)	草山元政	寛文 7 (1667)	
絵入有馬山名所記(有馬私雨)	平子政長	寛文12 (1672)	地誌
有馬山湯治身持かがみ	丹波屋嘉右衛門	延宝 3 (1675)	
有馬小鑑	めいよ権三郎	延宝 3	地誌
高泉禪師常喜山温泉記(有馬温泉記)	高泉性激	延宝 5 (1677)	紀行
迎湯有馬名所鑑(有馬大鑑迎湯抄)	生白堂行風	延宝 6 (1678)	地誌
有馬小鑑抄(新版有馬名所鑑)	有野屋次郎右衛門	天和 3 (1683)	地誌
有馬山温泉小鑑	菊屋五郎兵衛	貞享 2 (1685)	地誌
撰州有馬温泉効能	湯 山 町	元禄 2 (1689)	
撰州有馬常喜山温泉寺火後記	月潭道澄	元禄10 (1697)	
温泉紀遊	若霖汝袋	元禄15 (1702)	地誌
撰州有馬山温泉寺縁起絵巻	千種有維		
有馬山湯相応養生之記		宝永 5 (1708) 以後	地誌
有馬山絵図	梶木喜六	宝永 7 (1710)	絵画
有馬湯山記(有馬山温泉記)	貝原益軒	宝永 8 (1711)	地誌
有馬山紀行	大宮 卓	正徳 3 (1713)	地誌

(注) 種別は、『国書総目録』の分類を基準とした。

資料：『有馬温泉史料』上・下、『国書総目録』ほか

付けられた幕臣であったので、同じ尾張藩の關係者として湯治をともしたのであろう。このとき正意は、『撰州有馬温泉記』を著している。なお同六年五月十八日に、藩主徳川義直も有馬入湯のため、名古屋を出発していることが知られる。これらの林羅山と堀正意の温泉記が寛文十一年に合冊され、『有馬温泉湯記』として版行されている。

また、元彦根藩士の草山元政上人が、寛文五年八月と同七年二月と二度にわたって有馬に湯治に来て、『温泉遊草―温泉紀行―』と『温泉遊草―温泉再遊―』を残している。この二冊は、寛文八年二月十八日に亡くなった元政を追悼して、同年の冬至の日に松原朴元の序で慶元堂から版行されている。

有馬温泉の歴 次に、有馬温泉の歴史について書かれたものについてみてみよう。慶長四年（一五九四）二月二日に有馬善福寺の住僧大清宗灌が、「有馬縁起」（「湯ノ山由緒記」ともいう）を著した。

現在、同年閏三月に水船尾三右衛門の書写したものが極楽寺に伝わっている。同書は、神亀元年（七二四）から慶長四年までの八七六年間に起こった有馬温泉に関する事柄を記録したものであり、筆者の宗灌は、豊臣秀吉と同じ尾張中村の出身で、幼馴染であったという。秀吉が有馬入湯中、度々善福寺を訪ねたといわれており、秀吉時代の有馬温泉のことがかなり詳しく述べられている。

次に、有馬温泉の地誌についてみてみよう。地誌として最初のもの、寛文四年（一六六四）五月に作成された黒川道祐の『撰津州有馬地誌』である。道祐は、安芸藩医で、藩主の浅野光胤の湯治に随行し、その時に作成されたものである。まず温泉の由来や現況を述べたあと、山川門・土産門・寺観門・祠廟門・墳墓門の五つに分け、著述されている。例えば、土産門には、巻筆・色紙・染楊枝・木器・竹器などのことが記さ

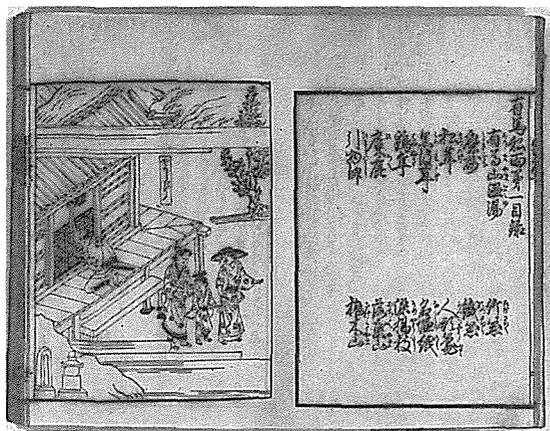


写真 51 『有馬私雨』(部分)

れている。

続いて寛文十二年六月に、大坂天満の平子政長の『絵入有馬山名所記』(内題は『有馬私雨』、序文には『有馬私雨抄』とある)が版行された。版元は、前述の『有馬温泉記』と同じ小川伊兵衛である。この書は、五巻五冊から成っている。第一巻では有馬温泉のこと、竹器・磨砂等の有馬の産物を、第二巻では湯山権現・上湯等の名所を、第三巻では愛宕山・鳥地獄等の山川を、第四巻では天満天神・鹿舌山等有馬温泉周辺の名所・

旧跡を、第五巻では本文中に掲載されている和歌や俳諧の作者の目録を付している。絵入と題しているように、本文中に多くの画が挿入されており、当時の有馬温泉の状況を視覚的にも伝えている貴重なものである。

なお、この『絵入有馬山名所記』を増補し、和歌・俳諧も新しく変えた『迎湯有馬名所鑑』(後書には、『有馬大鑑迎湯抄』とある)が、生白堂行風によって編成され、大坂の伊勢屋山右衛門によって延宝六年三月に版行された。のち、有馬上道町有野屋次郎右衛門によって天和三年九月に再版されている。

さらに宝永八年一月に、具原益軒の『有馬湯山記』が版行されている。具原益軒は、福岡藩医を務めるとともに、陽明学も研究し、さらに「大和本草」を著したことで知られる

ように、本草学にも優れた博学多才の学者である。本書は、「京より有馬へ行く道を記す」他一四部からなり、京から有馬への道案内、伏見から神崎までの船路、有馬から尼崎を経て大坂へ行く道、有馬から伊丹を経て大坂へ行く道等、有馬温泉と京・大坂間の陸上・水上交通の案内やその沿線が紹介されている。また、有馬温泉の効能や有馬温泉の名所や古歌が記されている。そのうちで興味をひくのは「汲み湯」のことである。これは、有馬温泉に湯治に來れない人のために、温泉の湯を送って、それをわかし直して入浴するものである。『有馬温泉史料』には、元和七年四月に西洞院時慶が、汲み湯のことを粟津大進に依頼したこと、寛永三年七月に出羽久保田藩主佐竹義宣が藩士梅津政景に汲み湯を与えたことなどが見える。また、天明七年に湯山町の窮状を訴えた文書に、尼崎・西宮・兵庫等の馬駄賃が高くなったため、諸方への汲み湯が減少したので、相應の駄賃に定めてほしいとの願書が出されている。

以上のように、多くの人々が湯治に訪れ、その紀行や詩文が残され、現代の旅行案内書的な名所記等多種多様なものが出版されている。このことは、それだけ有馬温泉の名湯としての評判が高かったことを物語っているのかもしれない。

湯山町の 温泉神社は、崇神天皇七年の創建と伝えられ、祭神は、すくなくこのみこと おおなむちのみこと 少彦名命・大己貴命・熊野久須美命 寺社 の三神である。そのうち、少彦名命と大己貴命は、有馬温泉守護神として創建当初から祭られていたという。また、熊野久須美命は、建久三年（一九二）に仁西上人が有馬温泉を再興した時、薬師堂（温泉寺）を修復し、その鎮めとして温泉神社を整備した時、熊野から勧請して祭ったことによる。このころから、少彦名命を鹿舌明神、大己貴命を三輪明神、熊野久須美命を熊野権現として祭り、三所明神または三所権

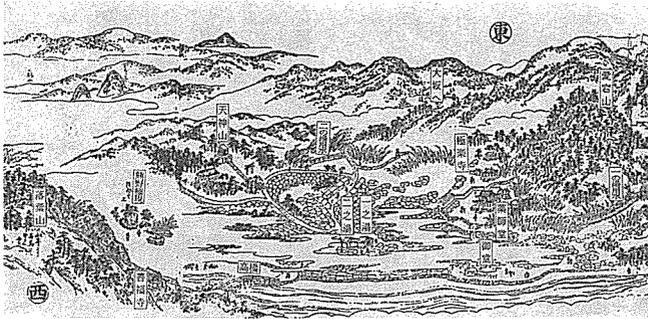


写真 52 有馬温泉全景図 (原図『撰津国有馬山勝景図』)

現と呼ばれるようになった。薬師堂とともに、有馬温泉の信仰の中心となっていたが、明治十七年（一八八四）現在地の愛宕山の中腹に移転された。なお、同神社所蔵の「熊野曼陀羅図」は、重要文化財に指定されている。

温泉寺は、薬師堂とも呼ばれ、温泉神社とともに有馬温泉の信仰の中心であった。行基の開創と伝えられる古刹で、もとは真言宗であったが、後に黄檗宗に改められた。明治維新の廃仏毀釈に遭い、廃寺となり、薬師堂だけが残り、清涼院を移し、温泉寺として現在まで続いている（堂宇は、天明二年九月十四日の上棟である）。なお、清涼院は、温泉寺奥院が寛文五年五月五日に宇治万福寺の末寺となり、清涼院と称するようになったものである。寺宝の行基・仁西兩人の自刻と伝える木像は、一月二日の入初式の時に輿にのせてかつがれる。そのほかに、室町時代の作品である「木造波夷羅大将立像」と、鎌倉時代の作品である「黒漆厨子」の二点と重要文化財をはじめとして数多くの寺宝が所蔵されている。

極楽寺は、聖徳太子の創建と伝え、今の杖乗橋えいりょうばしの東、石倉の地にあつたが、承徳元年（一〇九七）の秋に洪水の被害を受け、荒廃していたのを、建久二年に仁西上人に供奉してきた河上維清が現在地で復興したという、浄土宗の寺院である。元禄八年六月二十九日の火災によって類焼、安永

二年（一七七三）四月十四日には温泉神社・薬師堂とともに焼失したが、天明二年四月に再興されたのが現在の堂宇である。なお、極楽寺境内には、豊臣秀吉の願の場跡（書院の床下になっている）や、秀吉追悼の五輪塔が残されている。

善福寺は、落葉山の麓にあり、行基の開創、仁西上人の中興と伝えられている。また一説には、聖徳太子の開基といわれている。もとは、落葉山自庵と称し、法相宗であったが、のちに光徳山善福寺に改称し、宇治興聖寺の第五世英種を開基とし、曹洞宗に改宗した。これは、秀吉ゆかりの清宗灌の本願によるという。また豊臣氏時代、善福寺の住僧は、湯山町の代官の一人となっており、豊臣政権との関係が深かったことをうかがわせる。同寺に所蔵されている、鎌倉時代後期の作である「木造聖徳太子立像」は、重要文化財に指定されている。

以上のほかに、念仏寺・林溪寺・稻荷神社・天満宮等の寺社がある。

淡河町の

支配

関ヶ原の合戦で勝利を収め、天下を握った徳川家康は、慶長五年十月十五日に池田輝政に播磨池田氏は、姫路城を本拠地とし、播磨国の主要な地域に支城（三木・明石・高砂・龍野・平福・赤穂）を置き、一族や有力家臣を配置した。淡河城は、有馬氏の転封によって城主を失い、のち元和元年の「一国一城令」によって取り壊されたといわれている。池田氏時代の淡河町の支配については、「三左衛門様御奉行 福王次左衛門」と記した史料があり、福王氏が池田氏の奉行として淡河町の支配を行っていたようである。なおこの福王氏は、南僧尾に住した観世流能のワキ役の家柄であり、次左衛門もその一族であったのかもしれない。

また、慶長五年十一月二十九日付の照政(輝政)の禁制(郷質・所質・押買など禁止)や、同七年三月二日付の「諸役免許状」が残されている。つまり、池田氏の淡河町支配は、豊臣氏時代からの宿場町としての機能を存続させていたのである。

当時の淡河町の状況についてみてみよう。同十三年の「三木郡淡川中村田畠目録」によれば、淡河町の面積は五六町三反三畝八歩、石高は九六六石二斗二升七合で、中村から分離した街道沿いの町、淡河町と、中村と下村の一部が編入され、淡河中村として一つの行政単位を組織していた。そして、その石高のうち、慶長七年三月に六〇〇石が、また、同十八年十一月十三日に一五〇石増え合計七五〇石が、諸役免許の特権を与えられていた(のち、元和六年二月十一日には全石高に特権が拡大されている)。

明石藩領となつた淡河町 元和三年に淡河町の領主であつた姫路藩主池田光政が、因幡国鳥取に転封され、播磨国は中小諸藩によって分轄支配されることになつた。淡河町は、明石に入市した小笠原忠真の領知となつた。以後、淡河町は明石藩領として明治の廃藩に至つた。明石藩主は度々交代したが、天和二年二月に入市した松平直明以後定着した。明石藩領となつた淡河町は、姫路藩領時代に引き続き、宿場町として存続した。明石藩主となつた代々の大名は、淡河町の保有していた諸役免許の特権を認めている。

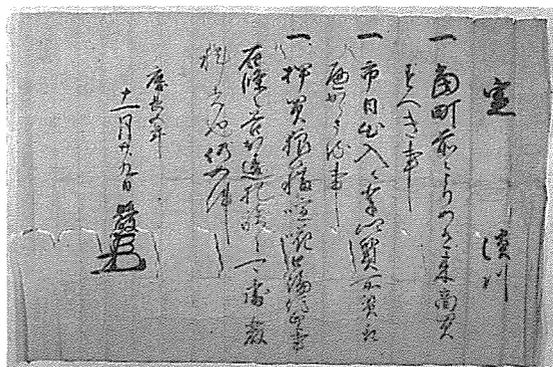


写真 53 池田輝政禁制

表 44 淡河 中村 の 概 況

項 目		慶長13年 (1608)	寛永16年 (1639)
村 残	高	石 966. 227	石 966. 227
	り 高		910. 368
年 免	免	5 ヽ 3 分	5 ヽ 2 分
	貢	531. 425	473. 3913
口 増	米		年貢高 1 石につき 2 升
	石		年貢高 1 石につき 4 升
本 隠	家		55軒
	・ 下人等		60軒
馬 牛			11匹
			36匹

資料: 「村上家文書」

次に、明石藩領となった淡河町の状況について、寛永十六年四月付の「淡河谷中村町書出し写」によってみてみると、表44のようになる。村高は九六六石二斗二升七合であったが、永川成引等の除地を差し引いた残高は、九一〇石三斗六升八合であり、これが年貢賦課の対象となる。免は定免で、五ツ弐分(五二%)であったので、年貢高は四七三石三斗九升一合三勺であった。本年貢以外の納入物としては、口米、舂石(増石)があったが、諸役が免除されているので夫米の上納はしていない。また家数は、本家が五五軒(うち一軒は神主)、隠居・下人等が六〇軒の合計一一五軒であった。そのほかには、馬一一匹、牛三六匹等が記されている。

慶長十三年の免定と比較してみると、村高に変化はなかったが、年貢高は五八石三升三合七勺減少している。これは、村高から除地の分が差し引かれているうえ、免が五ツ三分から五ツ二分に減少しているためであった。

次に、明石藩領時代の淡河町の変遷についてみてみよう(図15)。村高は、正保三年の「播磨国知行高辻郷帳」には、「中村町」として七七二石八斗九升三合とあり、寛永十六年の村高より一九三石三斗三升四合減少している。これは、寛永年間に隣村の下村から編入されていた部分が、再び下村に移されたためであり、

第五節 交通と宿場

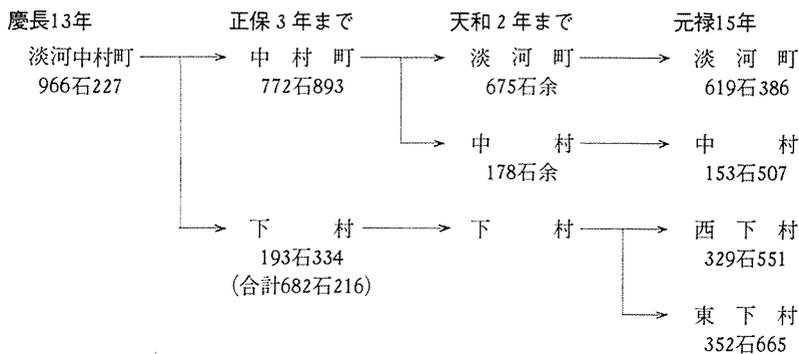


図 15 淡河町区域の変遷

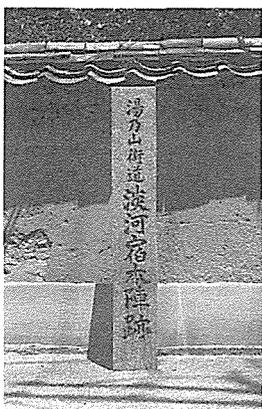


写真 54 淡河宿本陣跡碑

この時に淡河町分の若干部分が同時に下村に編入されているのである。さらに、天和二年の史料によれば、淡河組の中に、「中村一七八石余」と「淡河町六七五石余」と、従来の淡河町分が、再び淡河町と中村とに分村されている。当時の淡河町の人口を知る史料はなく、少し時代は下るが、享保年間の撰といわれている「明石記」には、淡河町戸数九三軒、人数四四五人、また中村分戸数二四軒、人数一三五人、また、宝暦十年（一七六〇）ごろの史料によれば、家数一二二軒（うち本百姓九三、水呑二九）、人数五三二人と記されている。

このように、明石藩領となった淡河町は、天和二年まで

の間に二度にわたって分村され、淡河町の石高が減少している。このことは、宿場町として淡河町が存続していたけれども、その重要性が低下したため、淡河町の石高が減少していたと考えられよう。すなわち、湯山街道よりは、西宮―兵庫―大蔵谷を経由する山陽道の方が交通路として便利であったため、次第にその街道としての価値を低下させたが、しかし、有馬温泉の湯治客の大半は、この湯山街道を利用していたと思われる。

淡河組大庄 湯山街道の宿場、淡河町は、前述のように豊臣秀吉によって整備されたが、この時に秀吉の

屋村上氏 命を受け、宿場町建設に活躍したのが村上喜兵衛であった。この功績により、喜兵衛は庄屋

給として高一〇石が与えられ、淡河組の大庄屋役を勤めるようになった。そして元和七年、明石藩の初代藩主小笠原右近大夫忠真からは、喜兵衛の子息藤左衛門に対して、庄屋給が与えられている。

為庄屋給、高拾石之所出置者也、

元和七年八月三日
(小笠原忠真
(花押))

淡河村
藤左衛門

これと同日付の郡代原与右衛門尉の添書が残されている。

前々々持来ニ付而、其方田地之内高拾石之所被下置候、則御判形被遊候間、可致頂戴候、弥御奉公油断有間敷、為其如此候、以上

元和七年 原与右衛門尉

八月三日 昌徳(花押)

第五節 交通と宿場

淡河町
藤左衛門殿

また、同年十一月十一日付の郡代原与右衛門尉の添書には、「淡河之庄中村之地において、御帳面之外にて、高拾石之御判形下され候間、弥御奉公油断なく申さるべき者也」とあり、八月の文書では持高のうちで一〇石分が免許されていたが、十一月の文書では持高とは別に一〇石が庄屋給として支給されているとみられる。しかし、他の庄屋給の文書をみると、その区別が記載されていないし、正保二年の大久保忠職の奉行人の添書には、「其方持分高之内」とあり、持高のうち一〇石が庄屋給として、代々の領主から年貢諸役が免許されていたと考えられよう。小笠原忠真の時期だけが特例であったと思われる。

また大庄屋役については、表45に示した

表 45 村上家大庄屋勤務の状況

領主名	時期	村上家 村当主名	続柄	支配 村数	備考
有馬法印	天正7年(1579)	喜兵衛(1)			
池田三左衛門	慶長5年(1600)	〃		17	
小笠原右近大夫	元和3年(1617)	〃		27	志染庄を含む
松平丹波守	寛永10年(1633)	藤左衛門(2)	喜兵衛惣領	17	
大久保加賀守	寛永16年(1639)	〃		32	小川谷13カ村も5カ年間支配
松平山城守	慶安2年(1649)	〃		19	
松平日向守	万治2年(1659)	喜兵衛(3)	藤左衛門惣領	20	吉川より5カ村、大沢村より請取支配
〃		藤兵衛(4)	喜兵衛倅	22	吉川より2カ村、有安組より請取支配
本多出雲守	延宝7年(1679)	〃		15	吉川7カ村、御蔵入になる
松平若狭守	天和2年(1682)	〃		22	元禄15年12月より20カ村
松平但馬守	元禄14年(1701)	喜兵衛(5)	藤左衛門惣領	20	享保12年まで
〃		喜兵衛(6)	喜兵衛倅	20	延享3年まで
松平左兵衛督	天保1年(1830)	(喜兵衛)			

(注) 当主名欄の()は、村上家当主の代数を示している。

資料:「村上家文書」

ように、淡河町の成立以来延享三年（一七四六）までの約一七〇年間、村上家の当主が大庄屋役を勤めている。その支配村数は、時により若干の差があるが、約二〇カ村を管轄する大庄屋を勤めていたのである。そして以後約八〇年間の空白ののち、天保元年（一八三〇）二月から再び大庄屋役を勤めるようになったことが知られる。

また、同家は、本陣として、淡河宿の中心となっていたと伝えられている。

3 近世海運の展開

近世海運 朱印船貿易を主とする近世初頭の国外海運の目覚ましい発展も、江戸幕府の鎖国政策の結果、の始まり まったく途絶えてしまった。これに対し、国内海運は飛躍的に発展し、全国的な沿岸海運網は

近世に入って急速に確立されていった。それはなによりも、幕藩領主の年貢米廻送の必要性を契機に開発されていったといえる。なぜなら、幕藩体制確立の経済的メカニズムは、農民より徴収した年貢米を、主に江戸・上方で換金することにより、幕藩領主の財政が成り立つという仕組みになっていたからで、この取得した貨幣をもって生活に必要な都市の工業製品購入のために再び投下することで完結した。こうした財政機構が当然年貢米輸送のあり方をも規定したのである。

したがって、幕藩領主経済確立のためには、まず売却する年貢米を大市場である江戸・上方へ輸送する必要がある、幕藩領主にとっては、安価かつ大量に輸送できる手段としての水運、特に長距離の場合の海運を、

いかにして支配下に掌握しておくかが、重要な経済政策の課題であった。これは、幕府はもちろんのこと米どころである奥羽・北陸地方の諸藩にとっても切実な問題であった。

ここに従来の京坂を中心とした北国航路や瀬戸内航路、また近世初頭に開かれた江戸・大坂間航路などを基礎として、日本海と瀬戸内海、さらに瀬戸内海から江戸をつなぐルートや、太平洋岸より江戸ないし大坂をつなぐルートが、「海の道」として一貫した海上航路に統合されてゆく必要があった。これは、領地が各地に散在していた幕府の主導のもとで行われることになり、そうした航路の統合のなかで近世海運の発展がみられたのである。

西廻り海運の

この幕府の積極的な期待を担って登場したのが河村瑞賢である。瑞賢はまず寛文十一年

開発と意義

(一六七二)に、幕府領となった陸奥の伊達・信夫両郡の御城米を、仙台荒浜から江戸に海

上輸送することに成功した。これが太平洋沿岸を通じて江戸に至る東廻り航路の開発である。ちなみに当時一般に年貢米の廻送を廻米と総称したが、なかでも幕府領の年貢米を江戸または大坂へ廻送するのを御城米積といい、藩の年貢米(蔵米)を大坂の蔵屋敷まで廻送するのを大坂廻米ないし廻米積と称した。

ついで翌寛文十二年には、出羽国最上郡の御城米を酒田から江戸へ廻送し、航海安全確保のために寄港地として図16に示したように、佐渡の小木、能登の福浦、但馬の柴山、石見の温泉津、長門の下関、摂津の大坂、紀伊の大島、伊勢の方座、志摩の安乗、伊豆の下田を指定し、船番所を設けて手代を配置し、さらに沿岸の幕府代官や諸大名に命じて御城米船の監視と保護を加えさせた。

このときの御城米積船には、讃岐の塩飽島、備前の日比浦、摂津の伝法・河辺(神戸)・脇浜の廻船が特に

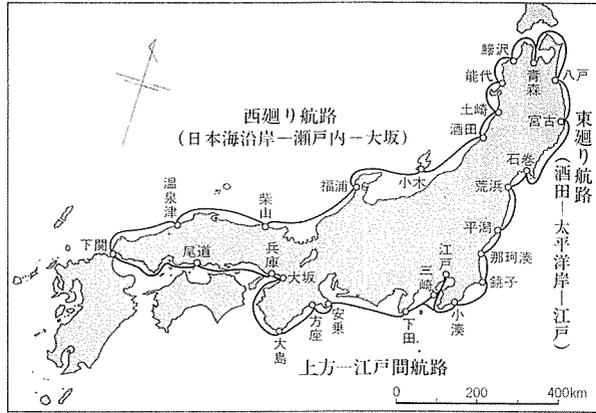


図 16 東廻り・西廻り航路図

選ばれて登用された。近世初頭、すでに兵庫津をひかえて、二ツ茶屋・神戸・脇浜の各浦には大型廻船を有する船持層の存在していたことが確認されるのである。また、これらの御城米船には「官職」(朱の丸)を立てさせ、寄港地の入港税を免除し、岩礁で危険な下関には水先案内船を備え、志摩の鳥羽港口の沖合にある菅島には、毎夜烽火をあげさせて通航廻船の目標とし、海難防止と航海安全につとめたのである。

この東廻り・西廻り海運の完結は、米をはじめ幕藩体制下の各種商品の流通を可能にし、その流通量を一段と拡大してゆくのに大きな役割を演じた。江戸と大坂、それに各藩の外港としての港町の発展、それに対応して各地の風待ち・寄港地の発達には、江戸時代の経済を支える大動脈として機能した。

しかも瑞賢のこの海運事業のもう一つの特徴は、「廻船御直雇」という新しい方法で幕領米の江戸廻送を実施したことである。この廻船直雇方式は、幕府が直接廻船を雇うことを意味し、それ以前の豪商などによる高率請負料の豪商請負方式にくらべて、比較的安い運賃支出で江戸廻米を実現させ得たのである。海損の処理も、商人荷物にみられる共同海損ではなく、船主(船頭)が運賃請求権を失い、積荷物は幕府の損失となる方法が採られたが、それでも雇船方式が有利であるというの

が、瑞賢の判断であった。

このような瑞賢の方策には、海運技術的にも注目すべき点を含み、海運の発達に寄与するところが大きかったが、その意義は、幕府権力を背景に雇船の確保、専用倉庫などの整備のうえに、貨積船を主体とする幕府の廻米機構をつくり出し、江戸廻送航路を定め、江戸および大坂を軸とする幕藩体制に適合的な海運体系を最終的に確立したところにある。そしてこうした海運体系の完結によって、江戸と大坂の経済はもちろん、幕藩体制の流通機構が成り立ったといえることができる。

上方・江戸間海

西廻り航路開発以前、上方・江戸間の輸送は、なお主として陸路に依存していたが、重

運と菱垣廻船

貨物や大量の輸送には、陸上にくらべて運賃も安い水上輸送、なかでも遠隔地間では海

上輸送が最も適しており、江戸において商品の需要が増大するにつれ、急速に大量輸送を可能とする船舶への依存度が高まっていった。こうして上方・江戸間の海運は、慶長・元和期より次第に発展をみるにいたった。

このような海上輸送の成立にあたって、まず商人や船持の間で海上法規が必要となり、享保十二年（二七二七）に兵庫津の船問屋伝法屋藤右衛門が書きとめた「元和以来船法御定并諸方聞書」によれば、次のように述べ、元和期より海運業の台頭したことを証明している。

元和の頃、徳川家康公日本御治め遊ばされ候、それより以来江戸城に御座遊ばされ候につき、江戸表段々御繁昌、方々より穀物諸色積廻し申す国々では、諸廻船を作り、商人の荷物大廻りと名づけ、積み下し申し候、殊に御城米に商人船を御借り、御米を江戸へ御積取り遊ばされ候につき、海上の定書等、ま

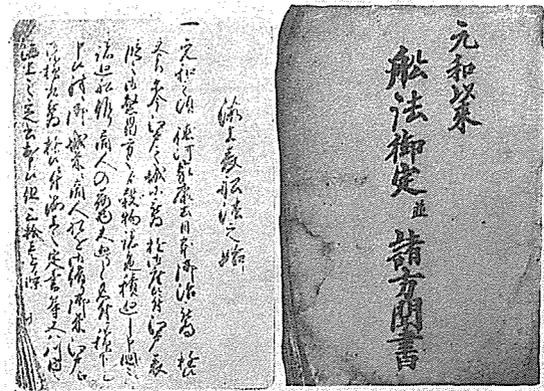


写真 55 「船法御定並諸方聞書」(部分)

たは川内の海上の定書出し申し候

事実、元和二年(一六一六)にはすでに伊豆の下田に船番所が設置されていて、「諸国廻船入津御改奉行」として今村彦兵衛が任命され、江戸入津の御城米船の取締りにあたった。

つづいて泉州界の商人が、大坂から木綿・油・酒・酢・醤油などの日常生活必需品を積み込んで江戸へ廻送した。これが菱垣廻船の濫觴といわれている。これについても前掲の「船法御定并諸方聞書」では

元和年中に、初て泉州界に、江戸え大廻りの集め荷物、酒・醤油支配、そのほか諸色受け込み申す船問屋、初めて二軒出来仕り候、右大廻りの荷物積み申す船、紀州日高船運賃それぞれに相極め、下し申し候、その後大坂にて和泉屋と申す江

戸積船問屋初まり、それより段々出来仕り候問屋、毛馬屋・富田屋・大津屋・荒屋・塩屋と述べ、堺に二軒の廻船問屋ができ、紀伊日高の廻船を借り受けて運送を始め、やがて大坂でも和泉屋と称する江戸積船問屋ができ、つづいて毛馬屋以下の菱垣廻船問屋が成立してきた事情を伝えている。

こうして慶長・元和期に堺商人がはじめた江戸積輸送業務は、寛永期に入って、大坂が全国の商品集散市場としての地位を確立してくるにともない、その中心が次第に大坂に移っていった。すなわち寛永元年(一

六二四)には大坂北浜の泉屋平右衛門が江戸積廻船問屋を開業し、ついで同四年には毛馬屋・富田屋・大津屋・荒(懸)屋・塩屋の五軒が同じように江戸積廻船問屋を始め、ここに大坂を根拠とする菱垣廻船問屋が成立するのである。もともと、このうち塩屋は荷主中より取り立てた船問屋で、その持船も少ないため摂津脇浜浦より雇船して廻船を調達したり、手船不足のときには、この脇浜船に菱垣廻船と同様の目印をつけて菱垣廻船仕建てとしたといわれている。菱垣廻船同様の目印とは、廻船の舷側部分(垣立といふ)に菱垣に組んだ舷側板を取りつけて、仮菱垣廻船としたのであろう。

本来廻船問屋というのは、問屋自身の手船をもって仕建てるのであるが、前述の堺商人や塩屋の事例のように、積船には紀伊の富田・日高・比井浦や摂津の脇浜・神戸・二ツ茶屋浦などから大型廻船を借り入れて、専ら積荷の集荷と廻船仕建業務を行うといった海上運送業者も多かった。したがって近世海運業成立の一つの条件は、運賃を主とした賃積船の場合、船持層と廻船問屋がそれぞれ機能的に分化して、商人荷物の輸送にあたった点に求められる。その点で高率請負方式をとった初期豪商の海運経営とはかなり異なっていたといえよう。

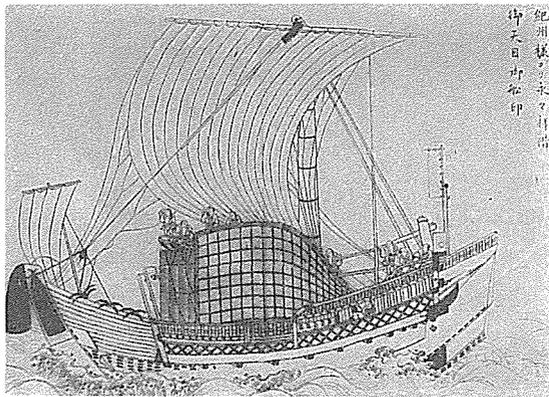


写真 56 菱垣廻船(「油問屋旧記」)

大坂・伝法酒積

問屋と樽廻船

元和五年より始められた菱垣廻船による酒荷輸送は、木綿・油・醬油などの商品との混載という形で行われたが、これとは別に専ら下り酒を積荷とする廻船が仕建てられたことについては、「菱垣廻船問屋規録」に次のように記されている。

摂州大坂より下り候酒の義、先年酒式樽をもって馬考駄と仕り、陸地駄送り仕り候ところ、正保年中撰州伝法村より初めて廻船にて積み下り候節より、右酒荷物そのほか荒荷物積み合せ参り候廻船を引受け、支配仕り候、其の後摂州西宮・兵庫辺よりも、伝法村同様に積み下し候

すなわち正保年中（一六四四〜四八）に、摂津伝法村より下り酒のほかに荒荷（雜貨荷）を積み合わせて廻船が仕建てられたという。しかしこの時にはまだ伝法に廻船問屋はなく、万治元年（一六五八）にいたり、北伝法に最初の廻船問屋である佃屋与治兵衛が開業し、つづいて南伝法にも同じように廻船問屋が開業して、ようやく伝法も大坂安治川とならんで、積所としての廻船問屋が認められることになり、伝法船による江戸積問屋の活動が始められた。

ついで寛文元年、伝法に酒樽専門の積問屋があらわれた。このときまでは大坂安治川の富田屋・大津屋が「ひら荷問屋」と呼ばれて、酒・醬油・油その他の商品を集めて積み出していたが、寛文元年以後、酒樽を専門に積み出す廻船問屋が次々とあらわれて

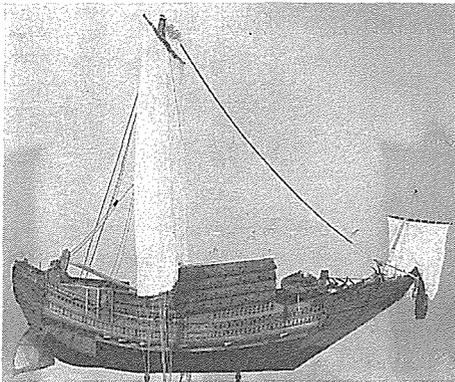


写真 57 樽廻船模型

きた。前述の「船法御定并諸方聞書」には

寛文元年より、大坂・伝法両方に酒(積)問屋初まる。この時まで大坂富田屋・大津屋ひら荷問屋と申し、酒・醬油・油、諸色集め積み出し申され候、伝法船もこの問屋にて荷物仕建て江戸上下仕り候、それ以後伝法において伊丹衆お取立てなされ候問屋

として、以下寛文から元禄期にかけて、中島屋小左衛門・小山屋源左衛門など多数の酒積問屋が伝法と安治川を中心に叢生するにいたった様子を伝えている。時あたかも伊丹を中心とする上方江戸積酒造業の胎動期で、特に伊丹酒造仲間の後援のもとに、酒樽専門の伝法船と積問屋が成立してきたのである。

こうして安治川・伝法に廻船問屋が成立してくると、これに対応して江戸においてもこの種の船積荷物を引き揚げ、荷受けする廻船問屋が必要になってくる。それが銭屋久左衛門・井上重左衛門・利倉屋彦三郎・伝法屋久左衛門・三間久兵衛・井上重次郎の六軒の間屋であった。これら六軒の間屋のうち、銭屋・井上・利倉屋の前記三軒は後の江戸菱垣廻船問屋であり、残り伝法屋・三間・井上の三軒がのちに江戸樽廻船問屋となる。しかし当時はまだ菱垣廻船・樽廻船の区別もなく、上方における江戸積廻船問屋の成立に対応して、江戸での荷受問屋としての機能を果たしていたにすぎなかった。

小早と樽 なおこの寛文元年に伝法積問屋によって仕建てられた伝法船は、後の樽廻船の系譜につながる

廻船 ものであるが、当時は「小早」と呼ばれ、二〇〇石積から三〇〇石積の廻船が多く、せいぜい四〇〇石積ぐらいを大船と唱えて、各廻船問屋で数艘ずつ所有し仕建てていたという。

この「小早」については、後に樽廻船が菱垣廻船を凌駕してゆく事実を照らして、樽廻船の迅速性を、こ



写真 58 灘浜遠景
(『撰津名所図会』)

点では同じである。

ただ菱垣廻船と樽廻船を比較した場合、前者の積荷は油・綿・醬油・塗物・畳表など種々雑多な日常生活物資で、しかもかさ高の荷物が多かったため、船中央部の胴の間に高く積み上げなければならなかった。したがって当然積荷の順序や場所なども、その商品によって上荷、中荷、下荷と定められていたから、それだけ荷役に多くの労力と時間を要した。

これに対し、酒樽を主とした樽廻船の方は、単一規格の四斗樽を積荷とし、しかも積荷場所の制限もなく、主として下積荷物として積み込むため、船着から出帆までの荷役日数が極めて短かった。この点は、水物といわれ迅速性と安全性が要請される酒荷の場合、重要な要因であった。前述の大坂での江戸積商品の混載のなかで、早くも寛文期に伝法で酒樽専用の伝法船とそれを仕建てる積問屋が成立してくる事情の一端も、このような酒積荷物の特殊性にあったといえよう。さらに、

の「小早」が小型で速力も早いという意味に理解し、それが一般的な見解として流布されてきている。しかし樽廻船につながる「小早」が早いというのは、単に船のスピードが早いというのではなく、樽廻船は菱垣廻船に比べて、積荷から艀装して船が出帆するまでの日数が短かったという意味に解すべきである。小早も樽廻船も、はたまた菱垣廻船も船体構造上は同じ舟才型の廻船で、いわば一枚横帆を主とする帆走専用船であるという

大坂菱垣船はかさ高の荷物を積み候故、日和見定めず候では出船仕らず、御当地（江戸）着岸遅くなりがちに御座候処、灘目酒樽船はかさこれなく、御当地至って早く御座候（『西灘村史』）とあり、また「菱垣廻船申合規定連印帳」のなかでも、

菱垣船は荷嵩に相成り候故、荷打破船等も多く、樽廻船は荷物嵩高にならず、進退宜しく、格別入津も早く、弁理宜しき旨世上にて申し唱え候

と述べ、かさ高に荷物を積みあげるために、天候待ちや荷打ち・破船も多くなりがちな菱垣廻船の不利と、そうでない樽廻船の利点を強調しているのである。

兵庫津の江戸 積問屋の成立 大坂安治川・伝法について、兵庫津において初めて江戸への酒積出しを行ったのは北風彦太郎で、後に禪門西遊と号した。「船法御定并諸方聞書」によれば、鴻池家の祖の新右衛

門がまだ徒歩で馬背に酒樽を付けて江戸へ駄送していた時分に、すでに彦太郎は三艘の船を所有していたので、手酒を手船で江戸へ積み下すことは容易なことと思うがなぜそうしないのかと話したというのである。彦太郎は新右衛門から、江戸へ積み送った下り酒が、元付六両ぐらいで、江戸での売仕切値段は五五両から六〇両にはなることを聞き、なお手船での江戸航海は無理とみて、堺の船で江戸へ積み下すことにしたという。

こうして堺仕建の廻船が、兵庫島上町の堺屋孫左衛門方に立ち寄り、兵庫津から酒樽を積み込み、江戸に廻送したのがそもそもの江戸積みの始まりで、最初は一〇〇樽から六〇〇樽ぐらいの数量であった。その年代はおおよそ寛永末年か、明暦年間の頃と推定される。話の内容に誇張があるにせよ、まずもって堺の船問屋仕

表 46 仕建廻船と兵庫津積問屋

仕 建 廻 船		兵 庫 津 積 問 屋	
堺	船	北 風 彦 太 郎	孫 左 衛 門
伝 法 船		壺 屋 弥 右 衛 門	五 郎 兵 衛 門
大 坂 富 田 屋 船		北 風 壺 屋 仁 右 衛 門	弥 右 衛 門
大 坂 大 坂 桑 名 屋 船		小 堀 屋 船	網 干 屋 長 左 衛 門
大 坂 塩 屋 船		直 島 屋 十 左 衛 門	(湊 屋 重 左 衛 門 積)
大 坂 海 部 屋 船		枅 屋 船	海 部 屋 掃 部 右 衛 門
			(升 屋 三 右 衛 門 積)

資料：『海史史料叢書』1

建の廻船が兵庫へも立ち寄って、酒を積み下したことが確認できるのである。

やがて伝法にも酒樽積問屋ができ、兵庫南浜の壺屋弥右衛門方に伝法船が立ち寄った際には、その船に依頼して江戸積酒を積み下すようになった。しかし伝法船の主な荷主は伊丹の酒造家であり、伊丹酒造仲間が兵庫の北風に対して、兵庫で積み下す伝法船の船足や諸道具の点検を依頼してきた。このことは、伊丹酒造仲間が伝法廻船問屋に対し

て船あらためを要請できるほど、また廻船支配の体制が確立していなかったことを象徴している。そこで北風が伝法船の船あらためを兵庫で行うこととし、船足七寸、水主一人に三八駄ずつの積荷規制をし、船は新造八年までか、さもなければ釘貫（新造後八年を経過して行う大作事のこと）三年より一年までとする取決めがなされた。これが万治年間のことで、北風は伊丹酒造家と結託して、酒樽積船の兵庫への寄港と、兵庫の廻船問屋の成立を図ったのである。そのため一時は伝法廻船問屋と伊丹酒造仲間との対立がみられた。

寛文年間には伝法船が目覚ましい活躍をみせ、酒樽積出しのために兵庫に頻繁に寄港するようになった。そのため兵庫では北風五郎兵衛が初めて江戸酒積廻船問屋を開業し、つづいて同じように積問屋を営む者があらわれた。しかしもともと兵庫の廻船問屋は廻船仕建の積所としての特権をもっていなかったもので、表46に示したように、大坂菱垣廻船問屋の富田屋・大津屋・小堀屋・塩屋などの仕建廻船を利用して、酒荷の輸

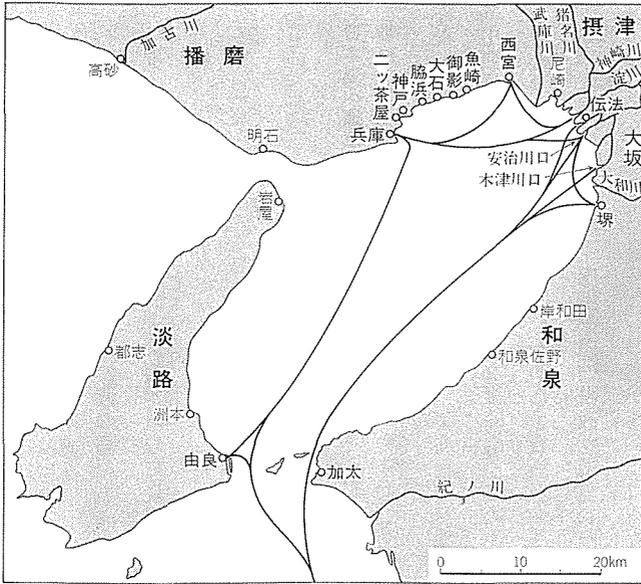


図 17 大阪湾要図

送を行わなければならなかった。これが寛文八年以降のことである。そして大津屋仕建の廻船には兵庫の壺屋弥右衛門が酒荷積入れの世話をし、以下こうした兵庫津の積問屋は島屋、網干屋、直島屋、海部屋が積荷業務を引き受けた。このようにして大坂菱垣廻船問屋仕建廻船と、兵庫の廻船問屋との結びつきができてくるのである。この意味では、兵庫津廻船問屋は大坂菱垣廻船問屋の差配下に系列化されていたが、これも兵庫津に廻船仕建の積所としての特権が認められていなかったためであった。

また大坂を出帆する菱垣廻船が江戸へ下るには、そのまま紀州路へ南下するコースと、ひとまず兵庫に立ち寄って積荷する場合のように、淡路寄りを南下し紀伊水道に出るコースがあった。気象条件によっては直接南下するより、兵庫に寄って淡路寄りのコースをとり、そこから紀伊水道を南下する方が安全な場合もあった。菱垣廻船が兵庫に寄港する契機の一つはその点にもあった。これについて当時の航海上の案内書である『増補日本汐路之記』にも

兵庫は上下ともよき大湊なり。これより紀州海へは中西あなげ（西北の風）にて走る。兵庫より淡路岩家瀬戸まで五里の間は、西海筋瀬戸内の口なり、淡路の地方を乗り、由良の湊は南の鼻なり。（中略）江戸通ひの廻船、加田の瀬戸か西の渡の瀬戸かは、是非通る難所なり。面棍の方は淡路由良の湊に近し。取棍の方は紀州加田に近し。大坂出帆して泉州路を下る船も、兵庫より淡路の地方を下る船も、加田の沖にては航路一所なり。

と記されている。こうして大坂出帆の菱垣廻船の多くは兵庫津―淡路由良のコースをとって紀伊水道を南下していった。

日本海へ進出する脇浜・中世以来の港町・兵庫津を支える船持層は、その東につながる二ツ茶屋・神戸・神戸・二ツ茶屋浦の船持 脇浜の各浦に存在していた。いずれも当時としては比較的大型の廻船を所持して、

海運に活躍していた。前述の寛文十二年河村瑞賢による西廻り航路の開発のとき、御城米積船として幕府に徴用された廻送船のなかに、有名な讃岐塩飽島の塩飽廻船や撰津伝法船とならんで、河辺（神戸）・脇浜の廻船があった。当時すでに七〇〇石から千石積の大型船であったと推測される。

さらに時代は下るが、出羽酒田の町政を担当した町役人が、月当番で書きとめた公用記録「御用帳」のなかにも、二ツ茶屋浦の船持たちの名があがっている。正徳六（享保元）年（一七一六）から享保五年までの第一巻では、上方から酒田へ来た廻船として播磨的形浦・魚崎・佐越・高砂、撰津大坂・伝法、それに和泉佐野、讃岐塩飽牛島浦などの廻船にまじって、特に二ツ茶屋が顕著である。なかでも享保三年の「川之内痛舟之覚」では、太兵衛船（二人乗）、西平船（二人乗）、利兵衛船（二人乗）、伊太夫船（五人乗）、新兵衛船（五人乗）

第五節 交通と宿場

表 47 但馬今子浦入津の撰津廻船（享保4～11年(1719～26)） (単位: 艘)

乗組人数	大坂	伝法	西宮	御影	二ツ茶屋	脇浜	神戸	合計
8人乗	1							1
9	2							2
10				1				1
11	5							5
12	4				1			5
13	6			1	4	2	5	18
14	4				18	2	6	30
15	3		2		15	6	4	30
16	6	2			1	1	1	11
17	1				2			3
合計	32	2	2	2	41	11	16	106

資料: 柚木学『近世海運史の研究』

が、遭難して酒田の港に入り修復している。

また同じ頃、但馬柴山の近くにある今子浦の入船記録では、享保四年より十一年までの八カ年間に、入津した諸国廻船は四八七艘で、その船籍地は、北は秋田、南部から、北陸、山陰、山陽、四国、九州の西日本をほとんど網羅していて、その広がり注目される。そのなかで入津船の多いのは、撰津二ツ茶屋浦四一艘、和泉佐野浦三五艘、撰津大坂三二艘、讃岐宇多津浦二〇艘、越前浜坂二〇艘などで、神戸浦一六艘、脇浜一一艘とともに、二ツ茶屋浦の廻船が群を抜いて多く入港していることがわかる。

いまこの撰津分を表示したのが表47で、大坂・二ツ茶屋・脇浜・神戸の廻船はほとんど一三人乗以上であり、これを積石数・帆反数に換算して船の規模をあらわすと、一三人乗で八〇〇石・二〇反前後であり、二ツ茶屋浦の一七人乗の太兵衛船(享保四年五月二十日入津)・多右衛門船(船頭市郎兵衛・享保四年六月十六日入津)は、いずれも一二〇〇石ないし一三〇〇石積で二五反帆の大型廻船であったことが確

認できる。そしてこのような大型廻船が御城米積船、廻米船として雇船されたのであろうし、日本海各地へ進出航行して活躍していたのである。

同時期享保十九年の尼崎藩の調査によっても、廻船は、二ツ茶屋浦が九四艘で最も多く、それにつづいて御影浦(三七艘)・神戸浦(四四艘)が多い。なかでも有力な船持層としては、二ツ茶屋・神戸浦の井筒屋又兵衛・茶屋八郎兵衛・木屋市郎兵衛・俵屋孫三郎が注目される。